

○論文の主題（テーマ）、当該研究分野における位置づけ

本研究は、安政 5 年（1858）に江戸幕府が欧米列強と通商条約を締結し、主権国家相互の対等な関係を前提とする近代西洋外交体制に参入した意義を、外国人との応対が日常的に繰り広げられる「開港場」の視点から、問い直そうとするものである。

本研究で対象とする長崎は、近世対外関係史研究において、唯一の幕府直轄貿易都市・外交交渉窓口として古くから注目されてきた。80 年代以降の研究史のなかでの通説的理解として、その特質は、朝鮮・琉球との外交関係を除く幕府の対外関係全般を、貿易都市としての町が担うという点にあった。外国貿易の実務は、長崎の町人である地役人たちが行い、長崎の町は、その反対給付として毎年都市助成金が下付されるなど多くの特権を有していた。

このような長崎における対外関係業務の特異性は、「武威」に基づいた近世国家の成立過程の結果として、幕府の対外政策の基調が、あくまでも外国貿易を商人レベルの関係にとどめ、国家は直接関知しないというスタンスを取っていたことに由来する。すなわち、幕府の対外政策において、外国貿易と外交関係は一致するものではなかった。

しかしながら、幕末の日本に開国を迫った欧米列強は、主権国家同士による外交関係を結び、通商条約に基づく自由貿易を要求した。したがって開国とは、貿易相手国がオランダや清国以外にも拡大されたというだけではなく、幕府が国家主権者として対外的に前面に出て、その責任のもとに貿易が展開されるということの意味する。このことは、開国以前の幕府対外政策を前提として成り立っていた長崎の特質を、貿易業務の行われ方・都市の運営・政治社会状況などのあらゆる面で大きく変容させることになったのである。

ところが、幕末対外関係史研究では、このことが十分には意識されてこなかったように思われる。それは近世長崎の研究が、開国までは膨大な蓄積がありながら、それ以降は圧倒的に不足しているという研究状況にも示されている。

従来の幕末対外関係史研究は、国家間レベルでの外交交渉の過程を重視してきた。近年では、幕府外交の主体性が注目され、その中心的担い手たちの思想的背景や、外交政策の変遷などが詳細に明らかにされてきている。その結果、幕府が一方向的に欧米列強からの開国要求に屈したという、古くからの消極的な理解は一新されてきている。だがその反面、外国人との接触が日常的に展開される「現場」である開港場の実態については、十分な研究蓄積があるとは言い難い状況にある。

開港場では、幕府の出先機関である奉行所が、日々外国人を相手に貿易業務や様々な対応をしていた。ここへの視点を抜きにしては、幕府外交の主体性を問う研究も、一部のエ

リート層の評価だけを強調することになり、なぜ、開港場の運営が大きな混乱を招くことなく行われていたのかという点が十分には理解されない。

とりわけ開国前後で長崎がどのように変化したのかという視点は、横浜や箱館の分析だけでは見えてこない、近世近代移行期の対外関係の変容を追究することが可能となる。

以上のような問題関心から、本研究では、幕末の幕府対外政策をより構造的に理解するために、近世長崎の特質が開国によってどのように変容したのか、そして、その変容に奉行所がいかに対応して、開港場運営を行っていたのかを解明した。

〈各章の概要〉

第一部「開港場の運営と行政」は、開国後の長崎奉行所の組織改編に着目し、どのような行政の運営が目指されていたのかについて検討している。

「第 1 章 開国と長崎奉行所の組織改革」では、安政 3 年の長崎奉行支配吟味役、同 5 年の支配調役以下の支配向の新設と、幕臣である支配向を中心とする奉行所組織の改革に注目した。新たに設けられた掛への配置、行政文書の処理方法、「御用所」という中核となる行政空間の整備などの実態を分析することで、開国後の長崎奉行所の運営が、幕臣を中心としたものへとシフトされていく過程を明らかにした。

「第 2 章 通商条約の締結と貿易業務体制の変容」では、開港場奉行所の重要な職務の一つである、外国艦船の出入港税や関税徴収などの貿易業務を管轄する運上所（現在の税関）業務の実態を解明した。幕府は、これら業務の対応を開港場奉行の支配向（幕臣）が行うようにと指示し、長崎では、それに従い組頭をトップとする支配向を中核としつつも、他の開港場に比べて少なく抑えられた支配向きの人数を、士分格である地役人を活用することで対応していた。そして、業務に関わる行政文書の処理を体系化し、作成の責任者を支配向とすることで、業務内容を条約締結者である幕府が対外的に保証するようになったことを指摘した。

「第 3 章 居留場掛の設置と居留地運営」では、外国人居留地の地所配分やインフラ整備などの日常的な業務に対応するために、万延元年 9 月に奉行所内に設置された居留場掛の組織と業務内容の実態を解明した。居留場掛は、地所貸渡しの際の証書発給や地所の測量、居留地内の修繕工事などの行政対応にあたっており、担当者は運上所と同様に、支配向とその下に地役人が配置されていた。それは、過失があった際には外交問題に発展し、その責任は現地の長崎奉行だけではなく、幕府、ひいては徳川将軍にまで及ぶ可能性があるために、あくまでも、責任者は支配向であるべきだと認識されていたこと、一方で、地役人にとっても、同掛に配置されることで、身分・格が上昇されるというメリットがあったことを指摘した。

「第 4 章 奉行所運営と「江戸役所」との連携」では、長崎奉行の組織運営について、人事、及び江戸に設置された「江戸役所」との関係から論じた。長崎奉行は、江戸詰の支配向と連絡を密に取ることで、幕府内の人事情報に注意を払いながら有能な人材の確保に

努め、奉行所での内部昇進を基本とすることで、業務の習熟度を高めると同時に、支配向の意欲向上を図るという方針を取って、新たな奉行所組織を構築していた。幕府官僚制は、こうした対応をある程度可能としたが、一方で、身分制を前提とする限り、身分・格式の問題が常につきまとい、能力主義を第一とする長崎奉行の人事方針を十分に認めることができないという限界点もあったことを指摘した。

「補論 横浜・長崎・箱館三開港場間の行政手続—外国艦船の海上移動と「水先案内」をめぐって—」では、複数の開港場の出現により、外国船が開港場間を日常的に移動するという、開国以前には想定されていなかった事態に対して、各開港場間で、どのような対応が取られていたのかを分析した。当時の日本には、近代的な海図が未整備であったため、外国人たちは航路の知識を有する日本人の水先案内を必用とした。この水先案内派遣をめぐって、各開港場間では、幕府からの具体的な指示がない状況で、現場対応のなかで統一した行政手続きの制度を徐々に整備していたことを明らかにした。

第2部「開港場の社会変容と政治状況」は、開国によって、近世貿易都市長崎の地域的特質が、具体的にどのように変容したのかについて論じている。

「第5章 長崎奉行所の開港場運営と「ロシア」村」では、開国後にロシア海軍が「居留」するようになった浦上村渕（長崎の隣接村落＝幕領）の社会変容に注目した。浦上村渕は元来閑散とした地域だったが、ロシア人が生み出す経済的利益によって潤った。一方で、長崎奉行所は、日常的なロシア人対応を村側に委ねたため、村役人は、過重な負担を強いられることとなった。そのため村役人は、その負担の見返りとして、以前からの念願であった身分・格式上昇を実現させようと主体的に奉行所に働きかけ、奉行所もその要求を受け入れた。奉行所による開港場の運営は、一部機能の負担を地域社会にも転嫁し巻き込む形で実現されていたことを指摘した。

「第6章 開港場の労働力需要と治安維持政策」では、開港場に多く存在した、外国人に雇用される日本人の日雇労働者への奉行所の対応について論じた。日雇は、貿易品の積荷・積み下ろしや外国人の日常生活を補助するなど、開港場運営において、必用な存在だったが、他所からの不法流入者や軽犯罪を犯す者も多く、奉行所にとってその取締りは課題であった。これに対して長崎奉行は、流入者統制に努めつつ、開国以前の「町一日雇頭」を介した統制方法から、日雇の身元引受人となる請負人を奉行所の管理下に置くことで、より積極的にその統制を試みた。しかし、外国商人らは、奉行所が自分たちの雇用する日雇を統制することを嫌い、日雇もそれを盾に統制から逃れる傾向にあり、奉行所の政策は十分な成果を得られなかった。ここには、日本側が外国人に対して行政権を適用できないという問題があり、のちの条約改正交渉にも影響してくる開港場における重要な課題であったことを指摘した。

「第7章 幕末開国と長崎通詞制度の課題—長崎唐通事何礼之助の制度改革案を中心に—」では、地役人である長崎通詞の開国後の立場の変化について論じた。開国によりオランダ語・中国語以外の多言語が必要とされるようになると、それまで特定の家による世襲

だった長崎の通詞制度に対して、幕府は新規参入を認め、優秀な人材の養成を促進した。だが、従来の制度も温存され、能力主義による評価システムとの併存となったため、その解消が課題となった。こうした状況に対して、通詞の家に生まれながら、主体的に新たな語学を身に着け幕臣に登用された何礼之助が、開国後の状況を冷静に見極め、現状の問題点と解決策を記した改革案を分析し、従来の特権にしがみついた通詞を痛烈に批判し、能力主義による評価の徹底を主張していたことを明らかにした。

「第 8 章 開国期における長崎警衛体制再編と佐賀藩」では、近世を通じて佐賀・福岡両藩により担われていた長崎港の警衛体制が、開国によりどのように変容したのかを追究した。両藩による警衛体制は開国後も継続されたが、港内への外国艦船常駐は、そもそも入港の阻止を目的とする開国以前とは決定的に違った。そのため、長崎奉行所と両藩の間で警衛体制の再編に向けて協議が行われた。しかし、危機意識を共有しながらも、三者間の利害や複雑な幕府の行政ルート、そして国内政治の混乱が絡み合い、警衛体制再編の実現にまでは至らず、三者による警衛体制の限界を露呈させる結果となった。ただし、この協議を通じて幕府崩壊直前まで三者間の政治関係が維持されたことは、その後の政権移行の過程で重要な要素となったことを指摘した。

「第 9 章 長崎奉行所の崩壊と政権移行—近世長崎の終焉—」では、第 8 章での議論を前提としつつ、近世長崎の支配体制が、明治新政府へどのように接続されるのかの見取り図を素描した。慶応 3 年の長崎は、外交問題、国内問題から治安維持対策が最大の課題となり、長崎奉行がその対応にあたっていたこと、その過程で、佐賀・福岡両藩が長崎港警衛を通じた長い関係性から、少なくとも反幕府ではないとの認識をもったこと、その結果、長崎奉行は慶応 4 年正月に退去する際に、両藩に事後対応を任せる判断に至ったことを指摘した。また、長崎奉行の退去により一時無政府状態となった長崎では、諸藩士らにより「長崎会議所」が設置され、新政府から統治者が派遣されてくるまでの間、対処にあたっていた。先行研究では、政治的に主導した新政府側の土佐藩・薩摩藩の藩士に関心が集中していたのに対して、従来から長崎と深い関係のあった佐賀藩が、副島種臣や大隈重信のような有能な藩士らの積極的な行動により新政権側の評価を勝ち得ていったこと、また旧地役人たちも実務の面で、日常業務の維持に努めていたこと、その結果として、開港場という重要な地でありながら無政府状態という危機的な状況を乗り越えることができ、新政府への移行が平和裏に実現されたことを展望した。

終章では、以上の成果を踏まえて、次のようにまとめた。

長崎奉行所は、開国直後に幕臣を中心とする奉行所運営に切り替え、その下に地役人を活用することで開港場の行政を遂行していた。すなわち、対外関係業務を町から幕府に回収したことを意味する。これにより、開港場の行政は、条約締結主体である「国家」が責任者として行う体制ができ、奉行所による統治が機能することになった。そして、このラディカルな改組を可能としたのは、身分制という限界はあったにせよ、幕府官僚制の成熟が土台にあり、その上で奉行所や幕府の主体的な対応があったからだといえる。

一方で、開港場をめぐる社会状況に関しては、それまで長崎の町が対外関係業務とそこから得られる諸権利を独占していたのに対して、開国によってその担い手が拡大したことは、諸特権が剥奪されていく過程であった。しかし重要なことは、そうした特権が剥奪される一方で、新たな利益・権利を得る機会も生まれていたということである。開港場を構成する諸主体が、この新たな機会にどう向き合うのかは、局面によってさまざまであり、「ロシア」村の事例のように、統治者である奉行所と統治される側で利害関係が一致すれば、開港場運営の歯車となりえたとし、日雇労働者たちのように、その逆の場合は、統治の問題点ともなった。そうした個別の利害を調整するには、もはや長崎奉行がすべての分野を一括で統治するのは限界であり、ここに新政府による組織的な分業体制という次の展開が必要となってくる。

そして、政権移行の観点でいえば、200年以上に及ぶ近世長崎の政治体制の下で内在化されていた、佐賀・福岡両藩や地役人たちの役割は、幕府崩壊後も即座に解消されることなく、主体的に維持されており、その結果、政権移行が平和裏に実現されたと評価できると考えられる。